

新 旧 対 照 表

告示名：袋井市低入札価格取扱要綱（平成24年袋井市告示第74号）

旧	新
<p>(調査基準価格の算定)</p> <p>第4条 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する額を加算して得た額とする。ただし、その額が予定価格に<u>10分の9.0</u>を乗じて得た額を超える場合にあつては<u>10分の9.0</u>を乗じて得た額とし、予定価格に<u>10分の7</u>を乗じて得た額に満たない場合は、<u>10分の7</u>を乗じて得た価格を用いるものとする。</p> <p>(1) から (4) 【略】</p> <p>2 特別なものについては、前項の算出方法にかかわらず契約ごとに<u>10分の7.0</u>から<u>10分の9.0</u>までの範囲内で別に定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。</p> <p>3 調査基準価格算出の基礎となった額の合計額は<u>千円単位</u>とし、<u>千円未満</u>の端数は切り捨てる。</p> <p>(契約締結における条件)</p> <p>第10条 調査対象者が落札した場合は、次のことを契約締結の条件とする。</p> <p>(1) 主任技術者又は監理技術者とは別に、建設業法<u>第26条第1項</u>に規定する者と同等以上の技術者を専任で現場に補助技術者として1人配置し、主任技術者又は監理技術者を補佐し工事の品質確保に努めること。</p> <p>(2) 【略】</p>	<p>(調査基準価格の算定)</p> <p>第4条 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する額を加算して得た額とする。ただし、その額が予定価格に<u>10分の9.2</u>を乗じて得た額を超える場合にあつては<u>10分の9.2</u>を乗じて得た額とし、予定価格に<u>10分の7.5</u>を乗じて得た額に満たない場合は、<u>10分の7.5</u>を乗じて得た価格を用いるものとする。</p> <p>(1) から (4) 【略】</p> <p>2 特別なものについては、前項の算出方法にかかわらず契約ごとに<u>10分の7.5</u>から<u>10分の9.2</u>までの範囲内で別に定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。</p> <p>3 調査基準価格算出の基礎となった額の合計額は<u>万円単位</u>とし、<u>万円未満</u>の端数は切り捨てる。</p> <p>(契約締結における条件)</p> <p>第10条 調査対象者が落札した場合は、次のことを契約締結の条件とする。</p> <p>(1) 主任技術者又は監理技術者とは別に、建設業法<u>(昭和24年政令第100号)第26条第1項</u>に規定する者と同等以上の技術者を専任で現場に補助技術者として1人配置し、主任技術者又は監理技術者を補佐し工事の品質確保に努めること。</p> <p>(2) 【略】</p>